

財団法人 太平洋戦全国空爆犠牲者慰霊協会

寄 附 行 為

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、財団法人太平洋戦全国空爆犠牲者慰霊協会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を兵庫県姫路市安田四丁目 1 番地に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第 3 条 この法人は、太平洋戦全国戦災都市空爆死没者慰霊塔を護持し、全国の空爆犠牲者を追悼し、もって世界の平和を祈念することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 慰霊塔の維持管理
- (2) 追悼平和祈念式の実施
- (3) 空爆関係資料の収集及び保存
- (4) 戦争の惨禍と平和の尊さを訴える施設の管理運営受託
- (5) 空爆死没者の追悼事業等の受託
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 5 条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 財産から生ずる果実
- (3) 寄附金品
- (4) その他の収入

(財産の種別)

第 6 条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第 7 条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れるか、確実な信託会社に信託するか、又は国債、公債等確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、主務大臣の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、主務大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第12条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が、事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査及び理事会の議決を経て、財産の総額に変更が生じた場合には、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、その会計年度終了後3ヶ月以内に主務大臣に報告しなければならない。

(会計年度)

第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員等

(役員の種類)

第14条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上20人以内(うち、理事長、副理事長各1名)

(2) 監事 3人以内

(役員を選任等)

第15条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選による。

3 理事、評議員及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。

5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。

(役員職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、会務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務を議決し、執行する。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は主務大臣に報告すること。
 - (4) 前項の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を理事長に請求すること。

(役員任期)

第17条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合において、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第18条 役員がこの法人の役員としてふさわしくない行為をしたときは、理事会及び評議員会において、理事及び評議員現在数のそれぞれ3分の2以上の議決により解任することができる。

- 2 前項の場合、理事会及び評議員会において議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(顧問及び参与)

第19条 この法人に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長が理事会に諮って委嘱し、重要な事項について理事会の諮問に応じる。
- 3 参与は、理事長が委嘱し、この法人の運営について理事長に意見を述べる。

第4章 理事会

(構成)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第21条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(招集)

第22条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。
- 3 定例理事会は、毎年2回これを招集する。
- 4 臨時理事会は、次の場合に招集する。
 - (1) 理事長が必要と認めた場合
 - (2) 理事現在数の3分の1以上の理事が付議すべき事項を示して理事長に請求した場合

(3) 第 16 条第 4 項第 4 号により、理事長に請求があった場合

5 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的である事項、その内容、日時及び場所を示してあらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第 23 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 24 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第 25 条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 26 条 理事は、やむを得ない理由のため、会議に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 27 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過

(6) 議事録署名人の選任

2 議事録には、議長のほか出席理事の中からその会議において選出された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 評議員及び評議員会

(評議員)

第 28 条 この法人に評議員を置く。

2 評議員は、戦災を蒙った地方公共団体の長の中から理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

3 その他評議員について必要な事項は、理事会において定める。

(評議員会)

第 29 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員の互選による。

4 評議員会は、この寄附行為に別に定めるほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

- 5 評議員会は、第 8 条、第 10 条及び第 12 条に関する事項について意見を述べる。
- 6 評議員会には、第 24 条から第 27 条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

第 6 章 事務局

(事務局)

第 30 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長、その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。
- 5 この法人の主たる事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。
 - (1) 寄附行為
 - (2) 理事、監事、評議員及びその他職員等の名簿及び履歴書
 - (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
 - (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (6) 資産及び負債の状況を示す書類及び財産目録
 - (7) その他必要な書類及び帳簿

第 7 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 31 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、理事及び評議員現在数のそれぞれ 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、主務大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第 32 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、理事及び評議員現在数のそれぞれ 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、主務大臣の承認があったとき解散する。

(残余財産の処分)

第 33 条 この法人が、解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、理事及び評議員現在数のそれぞれ 4 分の 3 以上の議決を経、主務大臣の許可を得て、この法人の類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第 8 章 補則

(委任)

第 34 条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可があった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員及び評議員は、第 15 条第 1 項及び第 2 項並びに第 28 条第 2 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとし、役員の任期は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 59 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 10 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の会計年度は、第 13 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 58 年 3 月 31 日までとする。

附 則

- 1 この変更は、主務大臣の認可があった日から施行する。